

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年11月21日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市右京区山ノ内五反田町18番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 学校法人永守学園 理事長 永守重信			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	389 台	0 台	0 台	389 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	20 台	0 台	0 台	20 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	施設管理部門にて専門業者と定期保守点検契約を締結し、各機器の運転状況を記録する。			
	廃棄時	機器の廃棄は、各機器の状況を記録・保管している施設管理部門が担当する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	専門業者と定期保守点検契約を締結し、年1回の定期点検を実施し、その結果からガスの漏洩がないかを把握する。			
	廃棄時	機器廃棄時は、適切に処理が可能な業者と取引を行い、処分時に必要な各種証明書の提出を求める。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を積極的に導入するよう検討する。				
特記事項	特になし。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。